

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

令和2年2月5日

徳島県交通安全の推進に関する条例(案)

本県において、自動車等の車両は日常生活や経済活動に欠かすことのできない交通手段の一つであり、これによって私たちは多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、交通事故は尊い県民の命を奪い、残された人々に大きな悲しみを与えるとともに、交通事故に関係する人々の生活の維持を困難にし、社会的、経済的活動に対しても大きな損失を及ぼしている。

近年、高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違い等の運転操作の誤り、運転中の携帯電話の操作、あおり運転等の危険な行為による交通事故が発生しており、県民が様々な要因による交通事故の危険にさらされるおそれが高まっている。

痛ましい交通事故をなくし、真に安全で安心な徳島県を実現するためには、今、改めて、交通安全に対する県民の意識を高め、全ての県民一人一人が真剣に交通安全と向き合い、交通事故を起こさせない社会風土や環境づくりに努めることが重要である。

とりわけ運転者は、交通事故によって尊い命が奪われることがあってはならないことを肝に銘じ、交通道德に対する意識を高く持って、周囲に配慮した安全運転に取り組まなければならない。

ここに、人命尊重の理念に基づき、県民が安全で安心できる交通環境の確立を目指し、交通事故のない社会を実現するため、この条例を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 交通安全県民運動の推進（第九条—第十三条）
- 第三章 交通安全の確保（第十四条—第十八条）
- 第四章 危険な運転行為の根絶等（第十九条—第二十一条）
- 第五章 財政上の措置（第二十二条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、交通安全に関し、基本理念を定め、県及び運転者等の責務並びに県民、歩行者及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全に関する必要な事項を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通安全意識の高揚及び交通道德の向上を期し、もって交通事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 交通安全 道路交通の安全をいう。
- 二 車両 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 三 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 四 自転車 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 五 運転者 自動車等を運転する者をいう。
- 六 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 七 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

(基本理念)

第三条 交通安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

2 交通安全は、県民及び事業者の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

3 交通安全は、県、市町村その他の関係行政機関並びに県民及び関係団体が、相互に連携を図りながら、協力して、一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、交通安全に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する交通安全に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(運転者等の責務)

第五条 運転者は、基本理念にのっとり、交通安全に関する法令（以下「交通安全関係法令」という。）を遵守するとともに、歩行者及び他の車両に危害を及ぼさないようにするなど自動車等を安全に運転しなければならない。

2 自転車を利用する者は、当該利用については、基本理念にのっとり、交通安全関係法令を遵守するとともに、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の定めるところによるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、交通安全に関する理解を深め、交通安全関係法令を遵守するとともに、県、市町村その他の関係行政機関が実施する交通安全に関する施策及び活動に自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(歩行者の役割)

第七条 歩行者は、基本理念にのっとり、道路を通行するに当たっては、交通安全関係法令を遵守するとともに、歩きスマホ（指で画面上をなぞること等により携帯電話又はこれに類する機器を操作しながら歩行することをいう。）その他の車両への注意力が散漫となる行為を慎むなど、道路交通に危険が生じないように努めなければならない。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するよう努めなければならない。

第二章 交通安全県民運動の推進

(県民運動の推進に向けた環境づくり)

第九条 県は、交通安全に関する取組が県民運動として展開されるよう、国、市町村及び関係団体と連携しながら、その環境づくりを推進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(県民の自主的な活動の促進)

第十条 県は、交通安全に関する地域住民、事業者等による自主的な活動が、各地で活発に展開されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村等への支援)

第十一条 県は、交通安全に関する市町村の施策及び関係団体の取組が円滑に実施されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十二条 県は、交通安全に関する県民の関心及び理解を深めるとともに、積極的な行動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(交通安全推進期間)

第十三条 県は、交通安全について県民の関心と理解を深めるため、交通安全を推進するための取組を集中的に実施する期間を設け、交通安全に関する啓発及び広報並びに県民運動の推進に向けた取組を行うものとする。

第三章 交通安全の確保

(高齢者等の交通安全の確保)

第十四条 県は、交通安全の施策の実施に当たっては、高齢者、障がい者、子ども等の交通安全の確保が図られるよう特別の配慮をするものとする。

2 運転者は、高齢者、障がい者、子ども等の交通安全の確保に努めなければならない。

(道路の交通環境の整備)

第十五条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の合理化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢者、障がい者、子ども等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を確認し、必要があると認められるときは、各道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公共交通の利用促進)

第十六条 県は、交通事故の抑制と県民の移動手段の確保を図るため、市町村及び事業者と連携して、県民の公共交通の利用促進に向けた取組を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第十七条 県は、高齢者、障がい者及び外国人をはじめ、全ての県民の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、市町村、事業者、関係団体等と連携しながら交通安全教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他これらに類する施設の長は、その児童、生徒又は学生に対し、交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

3 高齢者、障がい者等の同居者等は、高齢者、障がい者等の交通安全の確保に必要な助言をするよう努めるものとする。

4 事業者は、その従業員に対して交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条 県は、交通安全に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

第四章 危険な運転行為の根絶等

(危険な運転行為等の防止)

- 第十九条 運転者は、交通安全関係法令を遵守し、常に安全運転の徹底を心掛け、無免許運転、酒気帯び運転、速度違反、携帯電話又はそれに類する機器を操作しながら行う運転、あおり運転（幅寄せ、進路妨害等重大な交通事故につながるおそれがある悪質かつ危険な運転行為をいう。）等の危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。
- 2 県は、危険な運転行為の防止に関する広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、その従業員に対し飲酒、過労、病気等の理由により正常に運転することができないおそれの有無を確認する等危険な運転の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(運転者の適切な対応)

- 第二十条 運転者は、自らの身体の機能の状態、健康の状況等を自覚し、自らの体調、運転操作等に不安を覚えるときは、運転を自粛するなど適切に対応しなければならない。

(交通事故被害者等に対する支援)

- 第二十一条 県は、交通事故による被害者及びその家族に対する支援の充実を図るため、相談窓口及び救済制度に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 財政上の措置

- 第二十二条 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。

検証結果報告書

条 例 名	とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例
総 括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藍に関するこれまで実施した事業等についての検証を行い、藍の産業としての発展・振興が図られるよう、生産や流通等の観点も含め、関係者と連携し、総合的な事業実施に取り組むこと。 ・ 藍を戦略的商品として県全体の共通ブランドとする取組を一層推進し、ブランド力の強化と更なる販路拡大に繋げること。 ・ とくしま藍の日及び徳島県の色について、企業・市町村等関係団体と連携し、更なる広報・周知に努めること。 ・ 藍の普及等について、全庁体制の下、戦略的な取組の推進に努めること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	<p>○藍の普及啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7月の「とくしま藍推進月間」中には、県・市町村等合わせて50を超える藍関連のイベント等を集中的に実施 2 阿波藍の発信動画として、洗練された「青」のイメージを強く印象づける「AI-TOKUSHIMA:SOMETHING BLUE」及び徳島が藍染料「すくも」の全国屈指の産地であることを説明する「AI-TOKUSHIMA:THE STORY OF JAPAN BLUE」を平成29年度に公開し、関係機関で上映 3 平成30年の推進月間中に県民ホール及び玄関ホールの4Kディスプレイで記録映像を放映した「阿波藍アート・藍のけしき」が、米・スミソニアン博物館の2020年展示作品に選定 4 平成29年度から、「とくしま藍推進月間」である7月から徳島市の阿波おどり最終日まで、県万代庁舎をブルーライトアップし、県民や県外からの観光客等に藍推進の取組を発信 <p>○藍製品の魅力発信</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7月の「とくしま藍推進月間」を中心に、国内外の皆様に徳島が誇る藍染製品について、知り、購入していただける機会を創出 2 県庁ふれあいセンターに阿波藍を使用して染め上げた着物やドレスなどを展示 3 徳島駅クレメントプラザでの藍染製品の展示販売会の実施（阿波おどり期間中） 4 香港におけるデザイナーやクリエイターの情報発信スポットである商業施設「PMQ」での藍染製品の展示販売会の実施 5 「G20消費者政策国際会合」における「阿波藍」に関する展示 6 徳島市の阿波おどりにおいて、「県庁とくしま連」に藍色の浴衣を新調するとともに、藍色をモチーフにしたうちわを配布 7 「とくしま藍推進月間」中には、これまでに引き続き、県庁正面玄関ホールに大型藍染めのれんを設置するとともに、1階県民ホール展示ケースに阿波藍にこだわった藍染作品を展示

	<p>8 藍の魅力や応用製品をLEDとともに、徳島が誇る「2つのブルー」として、東京常設展示場や国内外展示会、ホームページから広く情報発信</p> <p>9 平成28年度から、海外デザイナー等を活用し、藍やLEDの魅力の効果的に取り入れた「徳島ならではの」製品の共同開発に取り組むとともに、「ドイツ・ハノーバーメッセ」や「フランス・メゾン・エ・オブジェ」に徳島県ブースを出展</p> <p>10 令和元年9月に開催された「G20消費者政策国際会合」の会場内に県内企業が開発した藍応用製品を展示し、藍の新たな活用方法やその魅力を広く発信</p> <p>○藍産業の振興</p> <p>1 令和元年7月24日の「とくしま藍の日」には、『とくしま藍の日』記念フォーラムを開催し、藍産業の抱える課題や今後の魅力発信の展開などについて、藍関係者や次代を担う大学生など参加者が一体となってブレインストーミングする新たな手法「アイデアソン」を実施</p> <p>2 藍の生産から販売までの一体的な振興において課題となっていた組織化を支援</p> <p>3 平成30年度、タデ藍の栽培から収穫・乾燥まで取り組む「農福連携とくしまモデル構築事業」を実施し、阿南市内の障がい福祉施設にモデル園を設置</p> <p>4 藍師の意見を取り入れながら、現在使用している収穫機と同等、もしくは高機能な試作機を作成</p>
<p>成 果</p>	<p>1 県議会での条例制定を追い風に、令和元年5月20日には、吉野川流域の9市町が共同で申請していた「藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」が、文化庁から「日本遺産」に認定された。</p> <p>2 藍関係事業者で構成する初めての事業者団体である一般社団法人藍産業振興協会（以下「藍の協会」）が、令和元年7月24日に発足した。</p> <p>3 「とくしま藍の日」や「とくしま藍推進月間」に合わせ、関係部局が緊密に連携し、県内各地で様々な藍関連イベントを集中的に実施することにより、県内外の参加者に「阿波藍」の奥深い魅力に触れていただくとともに、徳島に息づく藍文化を感じていただくことができた。</p> <p>4 県内の宿泊施設においては、「阿波藍」をテーマにした客室が誕生したほか、高等教育機関では、藍に関する様々な研究が行われており、藍の可能性が広がっている。</p> <p>5 徳島を代表する優れた県産品を県が認定する「とくしま特選ブランド」に藍染製品が2商品認定されたほか、徳島県物産観光交流プラザ「あるでよ徳島」においては、藍染製品の販売スペースの拡大や藍染体験講座の開催により、藍ファンの拡大や藍染製品の販売拡大につながった。</p> <p>6 東京常設展示場においては、県外企業からの受注につながった。また、海外での徳島県ブース出展においては、欧州、中東ほか多数の海外メーカー、バイヤー等から商談があった。</p> <p>7 モデル園を設置、現地検討会を実施したところ、障がい者就労支援施設関係者17名を含む34名の参加があり、そのうちの1施設（市場町）が新たにタデ藍栽培に取り組むこととなった。</p>
<p>課 題</p>	<p>1 「阿波藍」については、美しい色はもちろんのこと、歴史的・文化的な物語性は付加価値として更に注目が高まっており、この強力な付加価値を国内外に発信していくことをはじめ、「阿波藍」振興を進める関係部局や関係事業者が連携し、効果的な連携を図ることで、官民を挙げた「阿波藍」の振興により一層取り組んでいく必要がある。</p>

	<p>2 高いデザイン性や高付加価値な製品・素材の開発と、より一層効果的なPRによるブランディング強化を図る必要がある。</p> <p>3 現在のタデ藍生産量は、藍師が必要としている生産量を確保できていない。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>1 藍の協会においては、「阿波藍」を使用して染め上げた藍染製品を一定の基準の下で認証し、専用のロゴを貼付することにより、消費者の皆様が安心して藍染製品を選択購入できるよう新たな制度構築を進める。</p> <p>2 今後の藍産業を支える人材育成はもとより、藍染製品の品質向上や多様化を図るため、染織技術やデザインなどの講習会、若手染師の発表の機会となる作品展、首都圏でのイベントや展示商談会、香港をはじめとする海外での展示販売会の開催などにより、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」などをチャンスと捉え、「阿波藍」の魅力を一層発信し、ブランド力の強化と更なる販路拡大に繋げる。</p> <p>3 異業種連携による製品開発をはじめ、東京常設展示場や国内外展示会等から「藍と言えば徳島!」を広く発信する。</p> <p>4 工業技術センターと県内企業が連携し、藍の生産性向上や作業の負担軽減に資する「自動収穫ロボット」及び「沈殿藍精製機」を開発する。</p> <p>5 来年度、収穫機を生産者へ導入支援する新たな制度を創出するとともに、共同乾燥設備の整備検討を行う。</p> <p>6 藍の栽培に取り組む障がい者就労支援施設に対し、技術支援を実施する。</p> <p>7 小学校で藍を栽培し、藍染めを体験してもらうことにより藍を身近に感じ、興味を持ってもらう活動を行う。</p> <p>8 「日本遺産」認定を契機として、DMO、市町村、藍関係事業者と連携し、藍染体験メニューの充実や、藍屋敷をはじめ「阿波藍」を育んだ歴史的な文化遺産を繋ぐストーリー性の高い「観光周遊ルート」を創出するとともに、国内外に向けた「阿波藍」の魅力を発信するなど、本県への誘客促進と、藍ファンの拡大、藍染製品の販売拡大など相乗効果の高い取組を進める。</p> <p>9 阿波藍を中心に広がりを見せる藍文化に触れる機会として、2020年1月に「藍色展2020」を開催。国内外から公募選定した多彩な藍染作品や藍染めアート、さらには次世代を担う若手が手がけた染料までを一堂に展示し、藍色の新たな可能性を発信する。</p> <p>10 本県制作の「阿波藍アート・藍のけしき」が、米・スミソニアン博物館の展示作品に選ばれ、2020年7月から約半年間、ホワイトハウスに隣接する会場で展示されることにより、世界各国から訪れる人々に阿波藍の魅力を発信する。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
<p>① タデ藍の需要があれば供給がもっと伸びてくると思うが、何故増えないのか。</p> <p style="text-align: center;">きちんと商売になるなら新たな生産者の参入等があるのではないか。</p> <p>（要望） 藍が産業として発展し、藍の生産者の生活が成り立つよう、関係者と連携をとって話し合い、予算の付け方等を検討してもらいたい。</p>	<p>① 藍の生産については、手作業というのがあるのと、藍を乾燥させるためのかなり広い場所が必要になり、なかなか増産が追いつかない。収穫機についても藍専用のものがなく、部品の交換等も高価な点がある。</p> <p style="text-align: center;">ご自身で藍製品を作られて、藍も生産をするというようなところはだいぶ増えてきている。</p>
<p>② 徳島県の色が藍色ということをもっと周知をすべきではないか。</p> <p style="text-align: center;">藍のバッジを民間企業に売り込んでみてはどうか。</p>	<p>② 色々なイベント等で徳島県の色は藍色というのを説明してきてるつもりではあるが、県民手帳等の県民が触れる機会のあるところへの記載を含め、少しでも周知をするようにしたい。</p> <p style="text-align: center;">バッジについては、東京オリンピックの公式エンブレム作成者の野老さんにデザインしてもらっており、県外の方にも「徳島といえば藍」だということを知ってもらいたい。その媒体としてバッジ普及についても考えていきたい。</p>

<p>③ 「阿波藍」という言葉は商標登録をしているのか。</p> <p>阿波藍を使った色んなデザインの洋服や小物をもっと生み出していく必要があるのではないか。</p>	<p>③ 現時点では、「阿波藍」という言葉自体は商標登録はしていない。今後、藍の協会において「阿波藍」を使用して染め上げた製品に専用のロゴを貼付する予定であるが、その過程でロゴや字体について商標登録をするよう準備している。</p> <p>藍の協会のブランディング部会等に外部の専門家にも入っていただいて、デザインも含めた商品の多様化やブランド力を高めるような工夫について、専門的なアドバイスを頂くような取組を行っている。</p>
<p>④ 藍の日が7月24日であるが、市町村が何をしているのか把握したり、助言、支援したりはしているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>7月24日が藍の日であり、徳島県の色が藍色ということについて、県民はあまり知らないと思う。基本的な部分に立ち返って市町村と連携を取って周知を図ってほしい。</p>	<p>④ 藍の推進月間事業ということで市町村のほうでも色んな藍関係の事業を行っている。市町村が行っている月間事業を取りまとめて、県庁や市町村とで情報共有をしている。</p>
<p>⑤ 徳島県庁の中で藍に携わる部署は多いが、定期的に会を開き、戦略や計画を立てて事業を行っているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>藍を普及していく戦略が見えてくるようにしてほしい。振興計画等のようなものを作れるような会合を開いてしっかりやってほしい。</p>	<p>⑤ とくしま藍推進会議を設けており、この場で全庁的な情報交換や連携事業を協議している。</p>

<p>(要望)</p> <p>⑥ すくもをもっと作って売れる需要があるのなら、藍師などの職人の人材育成の取組をもっと進めてもらいたい。</p>	
<p>(要望)</p> <p>⑦ 藍色は世界の糖尿病克服のための色である。世界の糖尿病で悩まれている方や御家族に対して、藍を使ったバッジなどを医師会を通じてPRしたり、藍色を糖尿病を克服する色をして売り出していくような視点で取り組んでももらいたい。</p>	